

都市生協

一職員は全職員のために 全職員は一職員のために

vol. 136 2026年7月



編集／発行

生活協 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館内 電話 03 (3262) 0869

FAX 03 (3262) 2795

URL <https://www.toshiseikyo.or.jp>

本誌は都市生協の活動を広くご紹介する広報誌です。

令和8年度通常総代会を開催



令和8年度通常総代会を、6月24日に東京都千代田区平河町の都市センターホテルにおいて開催し、令和7年度事業報告、決算、令和8年度事業計画、予算等の提出議案のすべてが原案のとおり承認、可決されました。

目次

令和8年度 通常総代会を開催	1
通常総代会よりあいさつ	
全国都市職員災害共済会会長（阿久根市長）西平良将	2
厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課	
消費生活協同組合業務室 室長 村山太郎	3
共済コラム	4
火災・自動車共済事業定款・規約の一部改正	6
令和7年度 利用分量割戻しについて	6
カスタマーハラスメント対策について	6
退職者組合員制度・承継組合員制度	6
令和8年度 共済事業計画	7
令和7年度 新規取扱市	7
本会からのお願い	7
令和7年度 事業実績	8
令和7年度 貸借対照表	9
令和7年度 損益計算書	9
令和7年度 剰余金処分	9
令和8年度 収支予算	9
道路交通法改正のポイント	10
「自転車事故等における 個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内	10
本会の共済事業	11
共済掛金シミュレーションについて	11
健康コラム	12

《通常総代会》

I 日時及び場所

- 1 日時 令和8年6月24日（水）午後4時
- 2 場所 都市センターホテル

II 総代総数及び出席総代数

- 1 総代総数 883人
- 2 出席総代数 718人

（書面による出席を含む。）

III 議事の概要

- 1 西平 良将 会長（阿久根市長）及び厚生労働省社会・援護局福祉基盤課生活協同組合業務室 村山 太郎 室長のあいさつの後、議事に入りました。
- 2 議長及び議事録署名人の選任
議長に東京都市区長会支部総代の小暮 実氏が選任され、議長は、議事録署名人に鹿児島県市長会支部総代の田中 隆義 氏並びに全国都市職員災害共済会支部総代の伊沢 功次氏を指名しました。

3 議案の審議

各提出議案は、審議の結果いずれも原案のとおり承認又は可決されました。

〈提出議案〉

- 第1号議案 令和7年度事業報告書
- 第2号議案 令和7年度貸借対照表・損益計算書
- 第3号議案 令和7年度剰余金処分（案）
- 第4号議案 令和8年度共済事業計画（案）
- 第5号議案 令和8年度収支予算（案）
- 第6号議案 役員の選任

現任役員は次のとおりです。

〈全国都市職員災害共済会役員〉

会 長 (代表理事)	阿 久 根 市 長	西 平 良 将
副 会 長	恵 庭 市 長	原 田 裕
同	各 務 原 市 長	浅 野 健 司
同	宿 毛 市 長	中 平 富 宏
常 務 理 事 (代表理事)	全国都市職員災害共済会 事 務 局 長	村 上 賢 治
理 事	北海道市長会事務局長	奥 村 俊 文
同	青 森 市 長	西 秀 記
同	宮城県市長会事務局長	峯 浦 康 宏
同	諏 訪 市 長	金 子 ゆかり
同	長野県市長会事務局長	福 田 雄 一
同	調 布 市 長	長 友 貴 樹
同	東京都区長会事務局長	榎 本 雅 人
同	岐阜県市長会事務局長	浅 野 昌 彦
同	養 父 市 長	大 林 賢 一
同	兵庫県市長会事務局長	村 井 秀 徳
同	尾 道 市 長	平 谷 祐 宏
同	広島県市長会事務局長	山 田 康 治
同	香川県市長会事務局長	滝 本 正 昭
同	鹿児島県市長会事務局長	田 中 隆 義
監 事	南 足 柄 市 長	加 藤 修 平
同	北 名 古 屋 市 長	太 田 考 則

(7月3日時点)



令和8年度通常総代会より 会長あいさつ

全国都市職員災害共済会
会長（阿久根市長）

西平 良将

会長を務めております阿久根市長の 西平 良将でございます。

令和8年度の通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年度通常総代会を開会いたしましたところ、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

併せまして、全国の都市職員並びに組合員の皆様方には、日頃より本会の共済事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本日の総代会には、公務ご多忙の中、厚生労働省 福祉基盤課の村山消費生活協同組合業務室長様にご臨席を賜っております。

村山様には、後ほど、ご挨拶を賜りたいと存じます。

さて、去年は、台風による暴風雨、低気圧や前線に伴う線状降水帯の影響による大雨、日本海側を中心とした大雪など、全国で多くの自然災害が発生しました。

被災された都市並びに都市職員の皆様方の一日も早い復旧と、一日も早く元の生活に戻られますことをお祈り申し上げます。本会といたしましては、今後とも、より良い事業の実現のため内容改善を図るとともに、共済事業を通じ、被災された組合員の支援に努める所存です。

本日の総代会でご審議いただく議案は、お手元に配布しております「令和8年度通常総代会議案」

のとおりであります。

事業の実施状況等につきまして、簡単にご説明申し上げますと、本会共済事業の契約者数は、自動車共済事業においては、制度内容の浸透に伴い、引き続き増加傾向にあります。

一方、火災共済事業におきましては、現職組合員の退職脱退等により減少傾向が続いております。

また、昨年度の共済金の支払いにつきましては、全焼等による高額な支払件数が増えたことから支払額は増加しておりますが、本会の火災共済事業への影響は少なく、また、自動車共済事業においても、引き続き、契約者数及び契約台数とも堅調に増加するなど、事業全体では安定した事業運営が確保されたものと認識しており、これもひとえに、関係各位のご尽力とご協力の賜物と深く感謝

申し上げます。

なお、本年4月から、近年の自然災害や自動車事故の増加に加え、人件費や修繕費等の高騰により約20年ぶりに共済掛金の改定を実施したところでございます。

本会共済事業は、これまでも、組合員各位の相互扶助により発展を遂げて参りました。今後とも、役職員が一丸となって健全経営を図りつつ、組合員の加入促進と制度内容の充実に、より一層努力してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

最後に、本日の会議が有意義に、かつ、円滑に進みますようお願い申し上げますとともに、全国各市の益々のご発展と、都市職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。

令和8年度通常総代会より 厚生労働省あいさつ

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
消費生活協同組合業務室 室長

村山 太郎

生活協同組合全国都市職員災害共済会の令和8年度通常総代会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、相互扶助の精神に基づき、全国の都市職員の生活の安定と福祉の増進に資するため、昭和33年の設立以来、長年にわたり、各種共済事業を通じて、多くの組合員の暮らしを支えてこられたものと存じます。

組合員のニーズを踏まえた事業内容の見直しや、ホームページを活用した広報活動の充実、Webシステムによる事務の効率化などにより、事業の充実に努められていることに、敬意を表します。

一方で、共済事業を取り巻く環境が変化する中であって、組合員からの信頼を将来にわたり確かなものとしていくためには、コンプライアンスへの取組を着実に進めることがより重要になっております。貴組合におかれましても、適正かつ健全な事業運営の確保に努められることを期待しております。

厚生労働省では、「人と人とが互いに支え合う

関係が循環する地域社会の構築」、「多様な関係者の参加と協働により、地域の持続的発展が期待できる社会の実現」という2つの視点から、「地域共生社会」の実現に向けた施策を推進するため、今国会で社会福祉法の改正など必要な法整備を進めております。

今後、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構成の変化により、地域における支援ニーズの複雑化・複合化が見込まれる中、「地域共生社会」の実現が一層求められております。

消費生活協同組合における共済事業をはじめとする相互扶助の取組は、地域社会を支える重要な役割を担うものと考えております。貴組合におかれましても、組合員への最大奉仕という生協の理念のもと、共済事業の健全かつ適正な事業運営に努められることを期待しております。

最後に、生活協同組合全国都市職員災害共済会の益々のご発展と、関係者の皆様方のご健勝とご活躍を心より祈念いたします。

火災事故（失火）における重大な過失とは？

シリウス総合法律事務所 弁護士 浦口大輔

第1 はじめに

昨年も本コラムを執筆させていただきましたが、シリウス総合法律事務所の弁護士浦口大輔と申します。本共済会等の事故賠償事件で代理人をさせていただく機会も多く、日常的に共済実務に携わっています。

そのような中で、今回は、特に火災事故（失火）における責任について、お話しいたします。

第2 賠償責任の一般論

特に交通事故の例で皆さんも聞いたことがあると思いますが、事故を起こすと相手方へ賠償しなければならない（賠償責任を負う）場合があります。昨年もご説明しましたので、簡潔にお話しますと、一般的に、交通事故や不注意等による相手方への賠償は、不法行為（＝交通事故、不注意）に基づく損害賠償責任といわれます。

民法709条を根拠に責任の成否が判断されますが、行為者に「故意」か「過失」が認められた場合、責任が発生します。主に問題になるのは「過失」の有無で、過失とは、注意義務違反のことをいい、予見可能性を前提とした結果回避義務違反と考えられています。交通事故の例でいえば、きちんと前を見て運転していないと車や人を避けることができないとわかっているにもかかわらず、前を見て運転せず車や人にぶつかってしまうと過失が認められます。

条文上も規定されているように、行為者等に「過失」が認められてしまうと、相手方の損害を賠償する義務を負います。

第3 火災事故（失火）の特別規定

しかし、火災事故（失火）の場合、失火責任法という加害者（行為者）の責任を緩和する規定が設けられています。

同法では、「民法第709条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス 但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス」と規定されています。つまり、被害者が火を出した行為者に対し不法行為を理由として損害賠償請求する場合には、①行為者の故意（＝わざと行ったこと）を主張・立証するか、②行為者に重過失があったと主張立証しなければ、請求が認められません。失火者に軽過失があったにすぎない場合は、上記の請求は棄却されることになります。

ここにいう重過失とは、判例によれば、「わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結

果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と定義されています。

以下では、実際の裁判例等を基に、重過失がどのように判断されているのかについてお話いたします。

第4 重過失に関する事例

1 認められなかったもの

(1) 事案の概要

Xは、1月3日、自宅（木造平屋）の庭で落ち葉を集めて、5歳の子とともに焚火を始めたが、自身はなおも落ち葉を集めるために焚火のそばを離れており、しばらく焚火のそばに大人はいなかった。焚火は、自宅縁側中央部から約4m離れた地点で、直径約90cm、深さ約15cmの穴を掘ってなされていた。

事故当時、空気乾燥の状態であったものの、風速は約2mであった。

その後、Xが上記焚火現場付近に戻ってきたところ、子が「屋根から煙が出ている」と述べたため、急いで屋根に上がって消火活動を行ったが、ついに洋間を除く自宅建物の相当部分が燃えてしまった。なお、屋根の底部がスレート葺になっている。

(2) 裁判所の判断

裁判所は、本件で、失火責任法にいう重過失（「わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」）の認定を行いました。

空気乾燥の状態は、飛び火によって火災の発生する危険性があったとさええるものの、風速からすると、一般的に特に火災発生の危険があったという状況ではなかったとしています。また、草葺屋根の付近で相当時間焚火する場合には、常に屋根に飛び火しないよう注意し、万が一飛び火した際にも直ちにこれを消し止められるよう監視するのが通常人のとるべき義務であって、Xがこの注意義務に違反していると認定しました。

もっとも、上記の焚火場所の選定・態様や気象状況等からすると、その過失の

程度が失火責任法にいう重過失（＝ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態）とまではいえないと判断しました。

2 認められたものの例

裁判例において、重過失が認められた行為を簡潔に列挙します。

- * 石油ストーブの燃料タンクに灯油と間違えてガソリンが入ったオイルを注入し、家屋2階を全焼させた。
- * 可燃物が存在する室内で、ゴキブリを炎によって駆除するために、アルコール製剤をガスバーナーの火で点火しながら噴霧したところ、段ボール箱等に着火させて建物を全焼させた。
- * スズメバチの巣を駆除するために、炎をあけている煙幕を巣穴に入れたところ、巣が発火し、茅葺屋根を介して、建物を全焼させた。
- * 天ぷら油に火をかけたまま放置し（その場を離れ）、建物が燃えた。
- * いわゆる寝たばこにより、建物が燃えた。

3 子（孫）の行為に対する責任

- (1) これまでのお話は、行為者が大人であることを前提としていましたが、失火等の行為者が小学生以下の子どもだった場合、誰にどのような責任が生じるのか、その判断はどのようになされるのか等が問題になります。

詳細な事実関係は下記(3)で判旨を引用していますが、事案の概要は、小学生数名が空き家に勝手に侵入し、火遊びをしていたら燃え広がってしまい、空き家が全焼したという事案において、その小学生の親権者の監督について、重過失の成否が争われたものです。

- (2) まず、法律論になりますが、裁判所は、失火責任法における重過失の成否を、行為者である小学生ではなく、親権者（監督義務者）の監督義務について行うと判示しました。
- (3) 次に、事実認定です。なお、判旨の「一郎」、「二郎」とは、行為者の小学生のことをいい、また、「被控訴人」とは、その親権者らのことをいいます。

「本件火災は、一郎及び二郎において、一見して他人の所有であり、誰でも出入りすることが許されているようなものでないことが明らかな本件建物に侵入した上、付近に段ボール箱、雑誌、新聞紙など燃えやすい物が置かれていた場所において、段ボール箱の上に置いた盆のような物の上やプラスチック製の洗顔器の中で、ブックマッチを一本ずつ切り離すことなく、一個ごとに火を点けたり、新聞紙をちぎって投

げ入れるなど極めて危険な態様の火遊びをした結果、発生したものであるが、一郎及び二郎は他人所有の建物に無断で侵入し、しかも、危険な火遊びをするようなことが許されないことであるということは理解し得たはずであると認められるのに、極めて安易に建物の無断侵入と危険な火遊びという行為をしたものである。

したがって、被控訴人らにおいて、日ごろから一郎及び二郎が平素どのような場所で、どのような行動をしているのか、その場所や行動が適切で、危険性のないものであるかということに十分注意を払い、右のような点を的確に把握し、その内容に応じ適切な指導、監督を行い、仮にも他人所有の建物に無断で侵入したり、その建物中で危険な火遊びをするなどという、一郎及び二郎らの年齢の児童でも行ってはならないものであることが容易に理解できるような、違法でしかも危険性が高い行動に出ることのないよう適切な指導、注意を行っていれば、容易に本件火災の発生を回避できたものというべきである。しかし、前記の事実からすれば、被控訴人らは、日ごろから一郎及び二郎の行動について十分な注意を払い、一郎及び二郎の行動を把握し、その内容に応じた適切な指導、監督をしていたものとは到底認められないから、被控訴人甲野夫婦は一郎の監督について、被控訴人乙山夫婦は二郎の監督について、いまだ重大な過失がなかったとはいえないというべきである。」

このように、子供がどのような場所に立ち入っているのかについても言及されていますが、主に火遊びが違法かつ危険性の高い行為であり、また、子供の火遊びに対する注意は親として最も基本的なものであることを前提とした上で、日ごろから親権者が適切に指導・注意すれば容易に火災事故を回避できたことから、親権者の重過失を認定しました。

私見としては、もちろん親権者ほどの高度な監督義務は期待されていませんが、例えば孫のみが祖父母宅に帰省し、親が不在等の場合、祖父母に同様の責任が生じうる可能性もなくはないように思います（日ごろから指導・注意できませんので、ハードルは上がるはずですが）。

第5 終わりに

昔ながらの木造家屋は減りましたが、残念ながら火事はなくなっておりませんし、大人は大丈夫でも、お子（孫）さんが火災事故につながるような行為をしてしまうかもしれません。

今回の話を機に、火の元や、お子（孫）さんの言動により一層注意を向けていただき、身の安全や財産を守るの一助になれば幸いです。

以 上

火災・自動車共済事業定款・規約の一部改正（令和8年4月1日より施行）

近年、自然災害の多発に伴う修繕費の高騰や、自動車事故における修理費・事故対応諸経費の増加により、共済金の支払額が増加しております。

このような状況を踏まえ、令和7年6月23日付の総代会において、火災共済事業および自動車共済事業に係る定款・規約の一部改正が議決され、令和7年8月22日付で厚生労働省の認可を受けました。

なお、令和8年4月1日からの施行内容は、以下のとおりです。

火災共済事業定款・規約の一部改正

風水雪害特約共済契約の共済掛金額

風水雪害特約共済事業	改正後
共済契約1口当たり	250円
共済掛金額の最高限度	24,000円

自動車共済事業定款・規約の一部改正

自動車共済契約の共済掛金額

車種	改正後
普通・小型乗用車	年額 30,000円
軽四輪乗用車	// 25,000円
自動二輪車（原付を含む）	// 12,000円

その他（規約）

（1）被共済自動車の範囲について「自動車共済事業規約 第5条」

共済契約者と同一世帯に属する親族である配偶者が、同居、別居を問わず引き続き契約できるよう、被共済自動車の範囲に配偶者を追加し、範囲を明確にしました。

（2）自損事故傷害共済の被共済自動車について「自動車共済事業規約 第47条」

自損事故傷害共済の被自動車共済の範囲に、自動二輪車（原動機付自転車を含む。）を追加することにより、全ての被共済自動車を対象としました。

（3）後遺障害別等級制度について「自動車共済事業規約 別表第2 後遺障害別等級表」

本会の後遺障害別等級表を、最新の自賠責保険の「後遺障害等級表」を反映したものに改正しました。

令和7年度 利用分量割戻しについて

令和7年度の利用分量割戻しについては、世界的な金利上昇に伴い当会が保有する有価証券の評価額が著しく低下し、当期末処分剰余金を大きく超える含み損が生じました。

利用分量割戻金の算定に当たっては、厚生労働省の通達に基づき当期末処分剰余金からこのマイナスの金額を控除する取り扱いとなることから、今期は、前期と同様に割り戻しの対象となる剰余金が発生しないため、各事業とも利用分量に応じた割戻しを行うことはできません。

なお、当会が保有する有価証券は、満期まで保有することで額面金額にて償還される債券のみであり、資産毀損リスクは低いことを申し添えます。

カスタマーハラスメント対策について

本会ではこれまでも、カスタマーハラスメントに対し誠実かつ適切な対応に努めてまいりましたが、令和8年10月1日より対策が企業の義務となることを受け、より一層体制の整備・強化を進めてまいります。

本会は、従業員が安心して働ける環境づくりと、お客様との良好な関係の維持の両立を図りながら、引き続き適切な対応に努めてまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退職者組合員制度・承継組合員制度

現職時に加入されている火災共済および自動車共済については、退職後も継続してご利用いただけますので、加入手続き等の詳細は所属支部の担当者へご確認ください。

また、万一、組合員（現職組合員・退職者組合員）が亡くなられた場合には、その配偶者が承継組合員として引き続き本会の共済をご利用いただけます。

承継組合員の資格: 組合員の配偶者のみが対象です。

申請期間: 組合員が死亡した翌日から、締結していた共済契約の期間満了日の3ヶ月後まで。

申請方法: 「脱退届・出資金払戻請求書 兼 加入承認申請書」によりお申し込みください。

※この制度は、組合員が死亡される前に手続きすることはできませんので、ご注意ください。

令和8年度 共済事業計画

令和8年度の事業運営に当たっては、協同互助の精神に基づき組合員の生活の安定と向上に資するため、本部、支部が一体となって計画的かつ効率的な事業展開に努めることとしております。また、事業運営の一層の基盤強化を図るため、組合員の加入促進を積極的に行うとともに、組合員に対して適時適切な情報提供に努めるなど広報活動の充実に努めることとしています。各共済事業の目標は、次のとおりです。

(1) 火災共済事業	契約者数	122,000人
	契約口数	6,173,000口
(2) 自動車共済事業	契約者数	67,500人
	契約台数	109,000台

令和7年度 新規取扱市について

令和7年度中に次の支部が新たに取扱を開始されました。

区 分	市	団 体
火災共済	滝沢市	久喜宮代衛生組合、飯盛霊園組合、香川県広域水道企業団
自動車共済	滝沢市、塩竈市、日野市、鴻巣市、 匝瑳市、稲沢市、知多市、宇治市、 鳥栖市	知多半島総合医療機構、下関市公営施設管理公社、 米子市上下水道局

本会からのお願い

転居された場合は必ず住所変更等の手続きをお願いします。

住所変更等のお手続きがなされていない場合は、重要な契約更新手続き等に関する書類がお届けできず、共済金をお支払いできない場合があります。

契約内容の適正な管理のためにも、お引越し等による住所変更や移転改築等による契約物件の変更が生じた際は、速やかに住所変更等のお手続きをお願いいたします。

※なお、住所変更の届出を2年間以上行わない場合は、総代会の決議により除名されることがありますのでご注意ください。

災害に便乗した詐欺・悪質な住宅修理業者に注意しましょう!!

近年、台風・豪雨・地震・大雪などの災害に便乗した悪質な住宅修理業者による、電話や訪問営業、インターネット上でのトラブルが増えております。

事例1 「火災共済契約を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか。

請求の代行費用は、支払われた共済金で対応できますよ。」

⇒インターネットでの簡単な契約や、共済金請求の代行・サポートをうたうなど、言葉巧みに契約を誘導する事例があります。また、契約後に解約を申し出た場合、高額な違約金を請求されるおそれがあります。



事例2 「家屋の老朽化した部分は請求対象外ですが、台風による災害と併せて共済金を請求しましょう。」

⇒“支払い対象となる自然災害”とは関係ない部分も含めて、過大に共済金の請求を促すことがあります。老朽化、経年劣化は、共済金支払の対象外であり“うそ”の理由による共済金請求は、詐欺となります。

近年、ご自宅への訪問による勧誘に加え、インターネット上での被害も確認されておりますので、十分にご注意ください。



令和7年度 事業実績

令和7年度の事業計画に基づき実施した事業の実績は次のとおりです。

火災共済事業

区 分		6 年 度	7 年 度	比較増△減
基 本 分	契 約 者 数 (人)	126,121	121,807	△ 4,314
	現 職 組 合 員	31,727	29,165	△ 2,562
	退職者組合員	94,394	92,642	△ 1,752
	契 約 口 数 (口)	6,297,163	6,161,405	△ 135,758
	建 物	4,248,391	4,170,289	△ 78,102
	動 産	2,048,772	1,991,116	△ 57,656
	共 済 掛 金	1,828,781 千円	1,794,222 千円	△ 34,559 千円
風 水 雪 害 特 約 分	火 災 共 済 金	170,093	351,068	180,975
	風 水 雪 害 共 済 金	73,742	66,925	△ 6,817
	臨時費用等共済金	52,286	69,004	16,718
	災 害 死 亡 共 済 金	3,300	9,480	6,180
	災 害 等 見 舞 金	76,089	12,305	△ 63,784
	解 約 返 戻 金	3,144	2,415	△ 728
	計	378,655	511,199	132,544
	契 約 者 数 (人)	38,689	38,584	△ 105
	現 職 組 合 員	9,999	9,817	△ 182
	退職者組合員	28,690	28,767	77
風 水 雪 害 特 約 分	契 約 口 数 (口)	2,126,020	2,129,073	3,053
	建 物	1,463,460	1,469,916	6,456
	動 産	662,560	659,157	△ 3,403
	共 済 掛 金	316,888 千円	317,851 千円	962 千円
	特 約 共 済 金	113,157	149,867	36,710
	臨時費用等共済金	21,464	27,901	6,437
	解 約 返 戻 金	440	240	△ 200
	計	135,062	178,009	42,947

注 表示単位未満は切り捨てて表示しています。(以下同じ)

自動車共済事業

区 分		6 年 度	7 年 度	比較増△減
	契 約 者 数 (人)	64,948	66,473	1,525
	現 職 組 合 員	44,489	45,481	992
	退職者組合員	20,459	20,992	533
	契 約 台 数 (台)	104,048	106,652	2,604
	普通・小型乗用車	43,619	44,783	1,164
	軽 四 輪 乗 用 車	37,265	38,233	968
	自 動 二 輪 車 (原動機付自転車含む)	23,164	23,636	472
共 済 掛 金		2,056,244 千円	2,098,877 千円	42,632 千円
共 済 金		1,064,081	1,136,461	72,379
解 約 返 戻 金		13,587	8,239	△ 5,348
計		1,077,669	1,144,700	67,031

令和7年度 貸借対照表

令和8年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
現金及び預金	932,553	共済契約準備金	6,541,493
有価証券	33,734,252	その他共済負債	468,612
未収収益	185,163	未払費用	34,951
その他資産	386,505	その他負債	360,948
業務用固定資産	751,966	引当金	182,620
繰延税金資産	3,563,498	価格変動準備金	245,075
		負債合計	7,833,702
		(純資産の部)	
		組合員資本	38,093,537
		出資	5,221,154
		法定準備金	6,578,906
		任意積立金	22,594,876
		当期末処分剰余金	3,698,601
		(うち当期剰余金)	(400,373)
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△ 6,373,299
		純資産合計	31,720,238
資産合計	39,553,941	負債・純資産合計	39,553,941

令和7年度 損益計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	金 額
経常損益	千円
経常収益	7,122,432
共済掛金収入	4,210,950
共済契約準備金戻入額	2,264,245
資産運用収益	638,303
その他経常収益	8,932
経常費用	6,573,627
共済金等支払額	1,833,910
共済契約準備金繰入額	2,996,632
資産運用費用	45,995
事業経費用	1,692,290
その他経常費用	4,800
経常剰余金	548,805
特別損益	
価格変動準備金繰入	20,509
税引前当期剰余金	528,295
法人税等	133,351
法人税等調整額	5,429
当期剰余金	400,373
当期首繰越剰余金	3,285,922
異常災害特別積立金目的取崩	—
災害等見舞金積立金目的取崩	12,305
当期末処分剰余金	3,698,601

令和7年度 剰余金処分

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	3,698,601,190 円
II 当期処分額	
利用分量割戻金	—
火災共済基本分割戻金	
火災共済特約分割戻金	
自動車共済割戻金	
任意積立金	—
異常災害特別積立金	
災害等見舞金積立金	
自動車事故特別積立金	
III 次期繰越剰余金	3,698,601,190

※「任意積立金」は、割戻し後に残余がある場合に計上されるため、当期は「利用分量割戻し」を実施しないことから、任意積立金の計上はありません。

令和8年度 収支予算

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
収入の部		支出の部	
受入共済掛金収入	4,989,628	支払共済金等	2,503,118
共済契約準備金戻入	2,923,458	共済契約準備金繰入	3,072,000
資産運用収益	552,065	事業経費用	1,779,361
その他経常収益	8,570	寄付金	10,000
当期首繰越剰余金	3,698,601	価格変動準備金繰入	20,000
災害等見舞金積立金目的取崩	200,000	予備費	4,787,843
収入合計	12,372,322	法人税等	200,000
		支出合計	12,372,322

道路交通法改正のポイント

近年、自転車に関する交通事故や危険運転が社会的な問題となっており、交通ルールの徹底がこれまで以上に求められています。安全に利用するためにも、交通ルールを改めて確認することが大切です。

今回の改正では、特に自転車の交通ルール遵守と安全対策の強化が図られています。主なポイントは以下の通りです。

■交通違反（信号・標識等）

- ・信号無視（赤信号での進行）
- ・一時不停止

■安全不確認

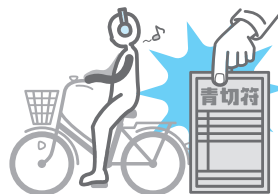
- ・歩行者の通行妨害
- ・無灯火走行

■通行方法の違反

- ・車道の右側通行（逆走）
- ・歩道通行時の徐行義務違反

■危険運転（ながら運転）

- ・スマートフォンの操作
- ・傘さし運転



上記は代表的な違反例であり、これらに限られるものではありません。自転車事故の交通違反については、内容に応じて反則金の対象となります。また、違反の態様や結果によっては、刑事処分の対象となる場合があります。

万一に備えた保険加入の重要性が高まっています。

本会でも自転車事故に対応した保険を取り扱っておりますので、この機会にぜひご検討ください。

「自転車事故等における個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内

本制度は、東京海上日動火災保険株式会社が提供し、本会が契約者となって、組合員の皆様にご利用いただく制度です。

【加入資格】火災共済もしくは自動車共済にご加入の組合員（現職組合員・退職者組合員）

【保険期間】申込日の翌月1日午前0時～令和9年4月1日午後4時まで（初年度）※次年度以降は原則自動更新

【締切日】毎月20日（※加入初年度は、申込日によって補償開始月および保険料が異なります。）

自転車事故等の
備えは大丈夫
ですか？

相手方への賠償
（個人賠償責任補償）



ご自身やご家族のケガ
（傷害補償）



「個人賠償責任補償」と「傷害補償」はセットでのご契約になります。

※追加で選択できます！

弁護士費用等（人格権侵害等）

＋
プラス

日常生活のトラブルによる
法律相談や相手との交渉を
弁護士に依頼した場合対象
例）子供がいじめにより
精神的苦痛を被った 等

保険料は、年齢問わず年額 4,390円～（弁護士費用セットプランは 6,490円～）

※ ご自身の世帯にあわせて選択できます。

※ご加入については、すべて「インターネット」経由のみでの手続きとなり、お支払いは「クレジットカード」のみの取扱いとなります。

書面による加入手続きは一切できませんので、あらかじめご了承ください。

【保険料・補償内容等】

「団体総合生活保険チラシ」をご覧ください。

●スマートフォン等からは ➡

●パソコンからは ↓



<https://www.toshiseikyo.or.jp/pdf/2025122601.pdf>

【申込手続き】

●スマートフォン等からは ➡

●パソコンからは ↓



<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000126042511>

※毎月21日（土・日・祝日の場合、翌月曜日）は、システムメンテナンスによりアクセスできません。

上記は団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等ございましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 下記の取扱代理店、または、引受保険会社をお願いします。

《取扱代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
担当課：公務広域法人部
TEL 03（4332）4011（9時～17時 / 土・日・祝日は除く）
メール tac-iryou@web-tac.co.jp

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
担当課：広域法人部 法人第一課
TEL 03（3515）4147（9時～17時 / 土・日・祝日は除く）

2026年6月作成 26TC-000833

< 火災共済 >

- 低廉な掛金で、大きな補償が受けられます。
- 多発する自然災害に対する補償充実には、風水雪害特約共済の加入がお勧めです。

1. 火災共済（基本契約）

共済金額（最高限度） 6,000万円 (建物 4,000万円・動産 2,000万円)	1口あたりの掛金額 ・ 木 造：300円 ・ 耐火造：200円
---	---------------------------------------

※各種見舞金も充実しています。
地震災害見舞金・交通災害給付金、火災等災害入院見舞金など

2. 風水雪害特約契約

- 損害額の50/100が限度
 - 1口あたりの掛金額 木造・耐火造：250円
- 風水雪害共済金（限度額600万円） + 風水雪害特約共済金（限度額2,400万円）

最高限度額3,000万円

※建物及び動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合にのみ利用可。

< 共済金の支払い対象となる損害 >

- ・ 火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、航空機からの落下物、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ
- ・ 風水雪害（600万円限度）
- ・ 災害死亡（300万円限度）

< 契約できる建物と動産 >

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物、動産

< 自動車共済 >

- 低廉な掛金で、対人賠償、対物賠償ともに無制限の補償が受けられます。
- 示談交渉サービス・24時間事故受付を実施しております。

1. 充実した補償内容

対 人 ・ 対 物 賠 償
自 損 事 故 傷 害
搭 乗 者 傷 害
無 共 済 等 自 動 車 傷 害
他 車 運 転 特 約

安心の24時間
365日サポート

↓
示談交渉サービス
ロードサービス
自動付帯

2. 低廉な掛金額

※掛金は一律です。
等級制度・年齢制限はありません。

車 種	掛金（年額）
普通・小型乗用車	30,000円
軽四輪乗用車	25,000円
自動二輪車（原付を含む）	12,000円

< 運転者の範囲 >

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の配偶者と同居の親族、契約者の承諾を得て一時的に運転する者。（年齢制限はありません。）

< 契約できる自動車 >

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の配偶者と同居の親族が所有する自動車で、通勤、買い物、レジャー等に使用している自家用の自動車です。（ローン利用中、1年以上のリース契約車も契約可。）

< 車両保険の加入を希望する場合 >

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間の車両保険に、これまでの等級を引き継いで加入することができます。また、本会自動車共済利用者が新たに車両保険に加入される場合は、本会自動車共済契約に係る「加入歴」、「無事故歴」に基づく保険料の割引を受けることができます。

なお、車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

（注）支部の中には、一方の共済しか取扱っていない支部もありますのでご確認ください。

共済掛金シミュレーションが簡単にできます！（ホームページをご活用ください。）

- 本会ホームページには、「共済の概要」「共済掛金シミュレーション」のほか「最新の情報」「お知らせ」を適宜掲載しております。

また、共済金等の請求手続きに必要な各種請求書の印刷もできますので併せてご活用ください。

ホームページアドレス <https://www.toshiseikyo.or.jp>

「共済掛金シミュレーション」への
直接アクセスはコチラから➡



都市生協

検索



「睡眠不足は糖尿病を悪化させる!」

東京女子医科大学附属八千代医療センター

病院長・消化器外科 片桐 聡 (医学博士)
神経精神科・心身医療科 高橋 一志 (医学博士)

中高年になると、仕事や生活環境の変化に加え、加齢による影響も重なり、慢性的な睡眠不足に悩む人が少なくありません。「多少寝不足でも仕方がない」と軽く考えがちですが、近年、睡眠不足が健康に及ぼす影響として、特に注意が必要とされているのが糖尿病との関係です。

*睡眠不足は血糖値を上げる

糖尿病は、血糖値を下げる働きを持つインスリンが十分に作用しなくなることによって起こりますが、睡眠不足はこのインスリンの働きを低下させることが分かっています。健常な成人でもたった一晩だけ睡眠時間が短縮（平均7時間34分→3時間46分に）しただけでインスリン感受性が約20%も低下するというのですから驚きです。

睡眠時間が短い状態が続くと、体はストレスを感じ、血糖値を上昇させるホルモンが分泌されやすくなります。その結果、インスリンの効きが悪くなり、血糖値が下がりにくくなるのです。これは「インスリン抵抗性」と呼ばれ、糖尿病の発症リスクを高める要因の一つとされています。

*睡眠不足は食欲を増進させる

また、睡眠不足は食欲のコントロールにも影響を与えます。睡眠時間が10時間の時に比較し、4時間睡眠をわずか2日間続けただけで、食欲を増進させるグレリンと呼ばれるホルモンが約3割増加し、逆に満腹感を感じさせるレプチンと呼ばれるホルモンが約2割減少します。そのため、つい食べ過ぎてしまったり、甘いものや脂っこい食品を欲しやすくなったりします。こうした食生活の乱れが続けば、体重増加を招き、結果として糖尿病のリスクをさらに高めることにつながります。

*睡眠の質と糖尿病の関係

睡眠時間だけではなく、睡眠の質も糖尿病にとって重要です。糖尿病になると睡眠構造が変化し、深

いノンレム睡眠（徐波睡眠）が減少します。糖尿病では、口渇、多尿、頻尿、末梢神経炎による疼痛、胃腸症状などの身体的要因のほか、低血糖に対する不安、うつ状態のような精神的要因など、睡眠を妨げるさまざまな症状が高い頻度で出現するためです。さらに、中高年ではもともと代謝機能が低下しやすいため、睡眠不足の影響を受けやすいと考えられます。若い頃よりも無理がききにくくなっていることを踏まえ、意識的に睡眠を確保することが重要です。

*睡眠不足の予防

では、どのように睡眠不足を防げばよいのでしょうか。まず心がけたいのは、毎日できるだけ同じ時間に寝て起きることです。生活リズムを整えることで、自然な眠気が生まれやすくなります。また、寝る前のスマートフォンの使用を控え、照明を落とすなど、眠りやすい環境を整えることも効果的です。さらに、日中に適度な運動を取り入れることで、夜の睡眠の質を高めることができます。

睡眠は単なる休息ではなく、体の機能を整える大切な時間です。睡眠不足が続くと、知らないうちに糖尿病のリスクを高めてしまう可能性があります。日々の生活の中で睡眠を見直し、質のよい眠りを確保することが、将来の健康を守る第一歩といえるでしょう。

